

■ 用語解説

○ ラスパイレス指数

国家公務員行政職の基本給を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準を表すもの。

○ ラスパイレス指数の算出方法

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均により算出される。

○ 給料表

職員に支給する給料月額を定めた表で、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき職務の級に分類される。

給料表の構造が国と異なる場合、ラスパイレス指数が上昇する要因の一つとなることがある。

- ・継ぎ足し：国の俸給表と同じ構造であるが、国の最高号俸を超えて月額区分を定めているもの。
- ・下駄履き：国の俸給表の最低号俸を下回る月額区分を定めているもの。
- ・縮減：国の俸給表の最高号俸又は最低号俸を縮減したもの。
- ・合成：給料表の一部又は全部について、国の俸給表の複数の級を合わせて1つの級に合成したもの。
- ・分割：国の俸給表の1つの級を分割し、複数の級としているもの。
- ・独自構造：上記の分類のいずれにもあてはまらないもの。すなわち、国の各級号俸の俸給月額等に対応する当該団体の各級号給の給料月額が全く異なるもの。

○ 高齢層職員の昇給抑制措置

国においては、50歳台後半層の官民の給与差を考慮して、平成26年から、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とするなど昇給抑制措置を講じている。

高齢層職員の昇給抑制措置の内容が国と異なる場合、ラスパイレス指数が上昇する要因の一つとなる。

○ 初任給

給与の決定の基礎となるものであり、団体全体の給与水準を大きく左右する。初任給基準とは、初任給を決定する場合の基礎となるもの。

初任給基準が国基準を上回ると、ラスパイレス指数が上昇する要因の一つとなる。

○ 地域手当

地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度から、それまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当。

○ 住居手当

国の住居手当には、自宅に係る住居手当、借家・借間に係る住居手当があったが、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止された。借家・借間にかかる住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえ、支給が行われている。